

## 災害時における被災者氏名等の公表方針等について

令和2年6月19日  
危機管理課

災害時の被災者の氏名等の公表に関する公表方針を次のとおり定める。

### 1 公表方針

#### (1) 基本的な考え方

県が災害対策本部を設置する災害における死者については、社会的関心への対応から条件を満たす場合に氏名等を公表する。また、行方不明者、安否不明者については、効率的な救出・捜索活動につながる場合で、条件を満たす場合に氏名等を公表する。

#### (2) 区分ごとの公表の条件等

死者の氏名等の公表の条件は、「住民基本台帳の閲覧制限がないこと」と「遺族等の同意」、行方不明者・安否不明者の氏名等の公表の条件は、「救出・捜索に資すること」、「住民基本台帳の閲覧制限がないこと」、「家族等の同意」である。

被災者区分	救出・捜索に資する	住民基本台帳の閲覧制限なし	家族等※1の同意	公表・非公表	理由	公表の範囲
死者	○	○	○	公表	・社会的関心への対応の必要性があるため	氏名 年齢（歳代） 性別 市町名
	○	○	×	非公表	・遺族等の同意が得られないため ・本人または家族の権利利益を侵害する恐れがあるため	※4
	×	○				
行方不明者 安否不明者	○	○	○	公表	・迅速な救出・捜索活動を実施するため	氏名 年齢（歳代） 性別 市町名
	○	○	×※2	非公表	・家族等の同意が得られないため ・本人または家族の権利利益を侵害する恐れがあるため	※4
	○	×	○			
	×※3	○	○		・救出・捜索活動に資すると認められないため	

※1 家族等とは、民法第725条の親族の範囲（6親等内の血族、配偶者、3等親以内の姻族）のうち、任意のものとする。

※2 ただし、大規模災害時などは、迅速な救出・捜索活動を実施するため、家族の同意がなくても県災害対策本部の判断により、公表できるものとする。

※3 救出・捜索活動につながらない場合であっても、家族等が氏名等の公表を望まれるときは、公表できるものとする。

※4 非公表の場合、個人が特定されない情報を公表する場合がある。

#### (3) 用語の定義

- ・「死者」・・・当該災害が原因で死亡した者
- ・「行方不明者」・・・当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
- ・「安否不明者」・・・当人と連絡が取れず安否がわからない者

#### (4) 根拠規定

広島県個人情報保護条例第6条第1項第4号（行方不明者・安否不明者）、第8号（死者）

### 2 公表までの手順

区分	死者	行方不明者・安否不明者
(1) 氏名等の情報	・市町、県警、関係機関等からの情報 ・家族や住民等からの情報	
(2) 家族等からの同意	・身元が確認された後、公表の同意取得	・情報が寄せられた段階で、公表の同意取得
(3) 住民基本台帳の確認	・住民基本台帳の閲覧制限の措置がされていないかを確認（県→市町）	
(4) 公表方法	・1の公表方針に従い、速やかに公表（県）	

### 3 公表主体

広島県災害対策本部（広島県）

### 4 その他

この公表方針は、市町が独自に公表することを妨げるものではない。